諮問番号　６嘉総務第５７２号（令和６年９月２６日諮問）

審査庁　嘉麻市長

事件名　令和４年度第２号事件（令和４年８月３０日付けの審査請求人に対する指定管理者の候補者非選定処分に係る審査請求）

答　申　書

第１　審査会の結論

嘉麻市（以下「処分庁」という。）が審査請求人Ａ（以下「審査請求人」という。）に対して行った令和４年度「足白農泊施設（カホアルペ）」の指定管理者候補者非選定処分（以下「本件処分」という。）には違法又は不当な点がないことから、本件処分に係る審査請求人の審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、行政不服審査法第 45 条 2 項の規定により棄却するのが相当である。

第２　当事者の主張の要旨

１　審査請求人の主張

（１）本件処分は、行政における内部手続にとどまらず、審査請求人の法律上の地位に影響を及ぼすものであるから、審査請求の対象となる行政処分にあたる。

（２）本件募集要項において無効又は失格事由として規定されている「不当な接触」とは、業者側から処分庁に対する積極的な働きかけに限定する必要はなく、指定管理者選定手続における公平性を損なうおそれのある行為というべきである。

本件において、処分庁は、Ｂ（Ｃと本店所在地を同じくし、同一人物が代表取締役である法人。以下、「Ｂ」という。）側から、指定管理の期間や指定管理料についての要望をヒアリングした際、相当程度具体的な数字についての要望を受け、これに処分庁が応じ、指定管理料の具体的な金額を公募前に伝えた。また、処分庁は、公募の 5 か月も前に、指定管理へ応募するか否かにおいて重要な情報である指定管理の期間の延長予定を伝えた。このほか、ＢすなわちＣ

は、本件公募が開始されるまでの間に、打合せ等の便宜的計らいを受けた。

これらは処分庁とＣの不当な接触にあたり、無効又は失格事由に該当する。

（３）処分庁はサウンディングの実施の公表・結果の公表等の手続を一切しておらず、サウンディングやそれに類するものとは程遠く、行政の公平が図られていなかった。

２　処分庁の主張

（１）指定管理者候補者の選定は、あくまで議会に対して、指定管理者として指定するとの議案を提出するための準備行為に過ぎず、独立の行政処分ではない。

（２）「不当な接触」とは、「不当な働きかけを行う接触」の意であり、事業者からの行為を想定しており、本件においてはいずれの類型に該当する行為も存在していない。

（３）処分庁は、Ｃを含む複数の業者とカホアルペの指定管理者候補者の公募実施に向けて行う意見交換は通常業務の範囲である。

指定管理業務の公募を行う前に市場調査として民間業者の意向を把握することは公募の手続を円滑に行うために必要であり、行政の公平を害するような性質のものではない。

処分庁は、Ｃに対し、通常業務の範囲内での意向聴取、質疑応答、意見交換を行ったにすぎず、他の事業者に比して有利となるようなことはしていない。また、Ｃから処分庁に対して不当な働きかけがあったということもない。

よって、処分庁がＣを指定管理候補者に選定したことに瑕疵はない。

３　審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

（１）審査請求人に対する本件処分とＣに対する指定管理候補者の選定通知処分は表裏の関係にあることから、本審査請求には不服申立ての利益が認められる。

（２）本件条例によれば、指定管理者の指定を受けようとする者は市長に対して申請すべきものとされ、市長は申請があったときは審査の上、指定候補者を選定し、市長が選定した指定候補者について議会の議決があったときは当該指定候補者を指定管理者に指定し、その結果を通知する旨定められている。

そのため、市長は申請に対する応答を行わなければならず、指定候補者に指定

されなかった者はそのことにより指定管理者の指定に係る議会の議決を受けることができない立場に置かれるため、指定管理者の指定を得る可能性を奪われることになる。

よって、指定管理者の指定を受けようと申請を行う者については、申請権があり、審査請求人を指定候補者として選定しない旨の本件処分は、審査請求人の手続的な権利を侵害し、又は申請に係る処分を得る可能性を奪うことにおいて審査請求人の法律上の地位に影響を及ぼすものとして、審査請求の対象となる行政処分にあたる。

（３）本件処分に違法・不当な点があるか

ア　本件公募において指定管理候補者に選定されたＣに「無効又は失格」事由が認められるか検討する。

イ　「本件の関係者に対し不当な接触等が認められたとき。」は、その文理解釈から、応募者側から関係者に対してなされた行為や働きかけの有無を基準に判断すべきであり、その効果（＝無効又は失格）が応募者に与える不利益の大きさに鑑み、選定手続の公平性を損なう抽象的危険性では足りず、応募者側から関係者に対してなされた行為や働きかけが、選定手続の公平性を損なう具体的危険性を有するものであるかにつき検討されるべきである。

ウ　違法性について

指定管理施設の公募に先立ち民間業者から意見や要望を聞き取るなどの市場調査を行うことは、対象事業の検討を進展させるために有用であり、また民間業者が参入しやすい環境を整え、「民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図る」という指定管理者制度の目的に適うものである。そして、指定管理者制度の目的達成のため、どのような方法で市場調査を実施するかについては、行政庁の裁量に委ねられている。

処分庁は、審査請求人主張のとおり、指定管理候補者の公募に先立って行った市場調査について、一部の地方自治体が定めるようなサウンディング実施の際の手順（サウンディング実施やその結果の公表等）を踏んでいないが、民間業者の意見や要望を聞き取ることは、一般的に上記指定管理者制度の目的に適

うものであり、一定の手順を踏まなかったことが直ちに処分庁の裁量の範囲を逸脱したとはいえないと考える。

そして、市場調査を目的とした処分庁との打ち合わせにおいて、Ｃが指定管理期間や指定管理料について、その意見や要望を処分庁に伝えることは、まさに処分庁からの市場調査における質問に答えたものであると考えられ、これをＣの不当な働きかけであると評価することは困難である。

上記のほか、審査請求人は、指定管理施設に関して処分庁がＣに様々な情報提供する（指定管理期間及び指定管理料を事前に伝えたことについては別途検討。）など便宜を図ったと主張するが、上記のとおり、市場調査においては、民間事業者の参入意欲の向上を期待する趣旨で情報提供を行うこともなされており、本件における処分庁による情報提供は、Ｃの参入意欲の向上を期待する趣旨で行われたものと思われ、その範囲を越えたとみることはできない。

さらに、審査請求人は、処分庁がＣに対して公募前に指定管理期間や指定管理料の具体的数字を伝えたこと等も処分庁による行為・働きかけであり、かかる処分庁の行為・働きかけの当否については別途検討されて然るべきであるとしても、これをもって処分庁とＣとの「不当な接触等」に該当すると判断することはできない。また、処分庁の応募者に対する行為・働きかけが仮に一定の問題があると評価されたとして、それによる不利益（＝失格又は無効）を応募者に負わせることは相当でない。

以上のとおり、本件において、Ｃに「本件の関係者に対し不当な接触等が認められたとき。」との事由は認められず、「無効又は失格」事由は無い。

よって、Ｃに対する選定処分に瑕疵はなく、当該選定処分と表裏の関係にある本件処分についても違法性は認められない。

その他、本件処分に何ら違法・不当な点はない。

エ　したがって、本件処分は棄却されるべきである。

第４　調査審議の経過

令和 6 年 9 月 26 日付けで審査庁である嘉麻市長から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、同日の審査会において、調査審議した。

第５　審査会の判断の理由

１　本件処分の違法性について

（１）審理員意見のとおり、「不当な接触等」については、その文理解釈から、応募者側から関係者に対してなされた行為や働きかけの有無を基準に判断すべきである。また、選定手続の公平性を損なう抽象的危険性では足りず、応募者側から関係者に対してなされた行為や働きかけが選定手続の公平性を損なう具体的危険性を有するものであるかにつき検討されるべきである。

（２）審査請求人が主張するＣの行為には、いずれも選定手続きの公平性を損なう具体的危険性を有するものは見られない。

（３）よって、本件処分は違法・不当ではない。

２　その他の争点については審理員意見のとおりである。

３　以上の理由により、前記第１のとおり結論する。

令和６年１１月１４日

嘉麻市行政不服審査会

委　員　　森　　勇馬

委　員　　斎藤　博之

委　員　　松岡　　智